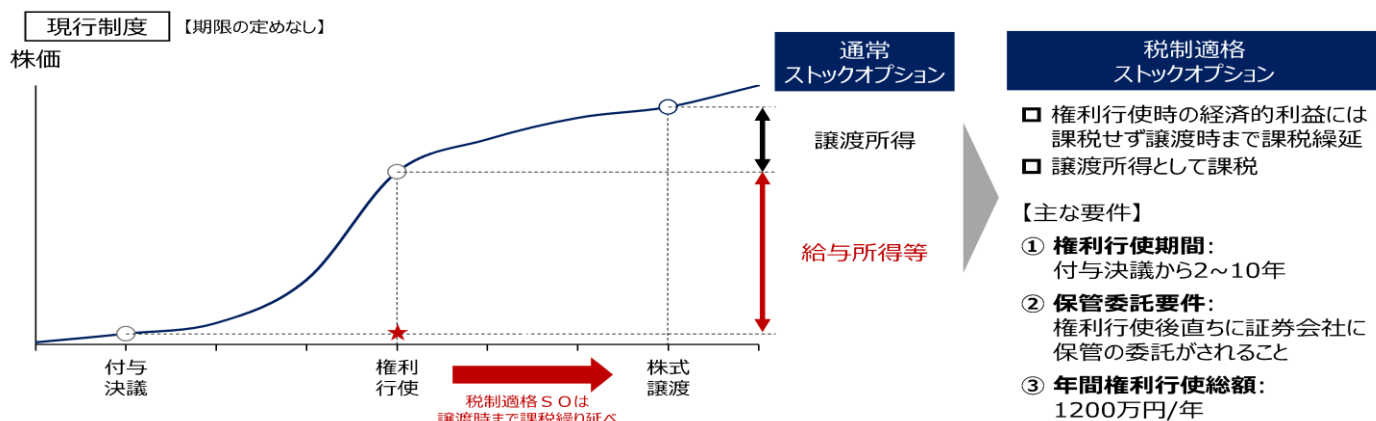


令和5年度税制改正要望の概要 ～経済産業省の改正要望～ その3

令和5年度税制改正について、経済産業省からの税制改正の要望のうち、主なものの概要を紹介します。

1. スtockオプション税制の拡充（所得税・個人住民税）

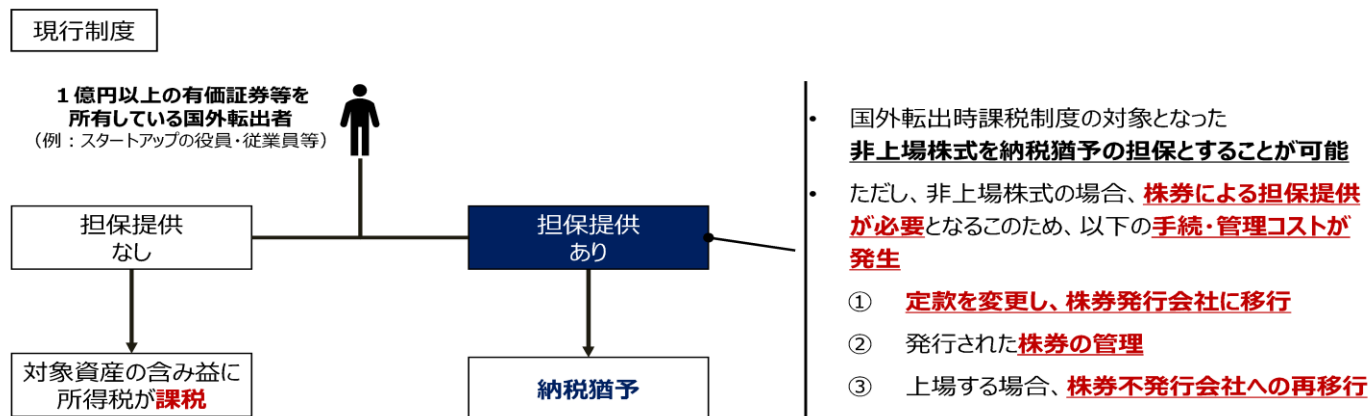
税制適格ストックオプションは、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度。スタートアップの従業員は権利行使時点では現金収入が十分でなく、現金化前の権利行使時に課税をする場合、納税のための資金が必要であり、その結果、権利行使で取得した株式の早期売却を強制されるおそれがあるところ、本税制によりストックオプションの利便性・魅力が向上し、スタートアップ企業の人材獲得に寄与。一方、現行の要件等が実態に即していないとの声もあることから、利便性を向上させるべく必要な拡充を図る。



2. 国外転出時課税制度に関する所要の措置（所得税）

スタートアップが海外進出をする際、立上げ準備等の為に、役員・従業員等が海外に赴任するケースがあるが、スタートアップ株式を含む有価証券等を1億円以上所有する場合、国外転出時課税制度の対象となる。

担保提供による納税猶予制度も設けられているが、非上場株式の場合は株券による担保提供が必要であり、その手続・管理コストからスタートアップの海外進出の弊害となっているとの指摘がある。このため、本制度の利便性向上のために必要な措置を講ずる。



3. 中小企業の設備投資・経営基盤の強化（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

(1) 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。なお、税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限定される。物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長（令和6年度末まで）する。

(2) 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率を、19%から15%に軽減する措置について2年間延長（令和6年度末まで）する。